



障がい者雇用促進セミナー

& 就労移行支援事業所等との情報交換会

今知っておくべき
障害者雇用促進法

平成30年4月1日から障害者の法定雇用率が2.0%から2.2%に引き上げになるとともに、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が従業員50人以上から45.5人以上に変わります。

障がい者雇用を検討・実施している事業者様へのサポートを行う機関をお招きし、障がい者の雇用について実例を踏まえた講演を実施します。また、障がい者の就職・職場定着に向けて様々な面からサポートしている就労移行支援事業所等との交流を通じ雇用受入に向けた機会を設けます。

障がい者雇用促進セミナー in 盛岡

講演内容

日程 10月18日(水)
時間 13時30分～16時30分(受付:13時10分)
場所 アイーナ いわて県民情報交流センター内
研修室812
(岩手県盛岡市盛岡駅西通1丁目7-1)

岩手障害者職業センター **盛岡** **北上**

- 精神障がい者・発達障がい者の特性
- 障がい者の受入のポイント
- 事業所の受入実例紹介

アデコ株式会社 **盛岡**

- 障害者雇用促進法 平成30年4月1日からの変更点・注意点
- 採用と定着について
- 面接でのチェックポイントについて

ハローワーク北上 **北上**

- 障害者雇用促進法 ～平成30年4月1日からの変更点、注意点～
- 雇用における差別禁止や合理的配慮義務
- 助成金について

盛岡広域障害者就業・生活支援センター **盛岡**

岩手中部障がい者就業・生活支援センター **北上**

- 支援内容について

参加就労移行支援事業所、就労継続支援事業所(A型・B型)紹介
※講演後、企業・就労移行支援事業所、就労継続支援事業所(A型・B型)情報交換会の時間を設けます。

障がい者雇用促進セミナー in 北上

日程 11月22日(水)
時間 13時30分～16時30分(受付:13時10分)
場所 株式会社北上オフィスプラザ内
セミナールーム
(岩手県北上市相去町山田2番地18)

お申込みはこちら

FAXの場合

メールの場合

019-653-9892へ
本紙をお送りください。

morioka@jp.adecco.comに
ご連絡をお願いします。

- | | | |
|--|----------|----------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 障がい者雇用促進セミナー in 盛岡 | 10/18(水) | <input type="checkbox"/> 盛岡開催に参加 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 障がい者雇用促進セミナー in 北上 | 11/22(水) | <input type="checkbox"/> 北上開催に参加 |

事業所名

参加者氏名

参加人数

名

電話番号

FAX番号

Eメール
アドレス

お申し込み後、メールもしくは、電話にて受付完了のご連絡をさせていただきます。

委託元：岩手県商工労働観光部 雇用対策・労働室

お問合せ
事業受託者：アデコ株式会社 盛岡支社 岩手県盛岡市盛岡駅前通 15-20
TEL：019-653-9891 FAX：019-653-9892 (平日：9時～17時30分)
Eメール：morioka@jp.adecco.com

お申し込みはお早めに!

